

評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額4,200円を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、出席した評議員に評議員会を開催した日の翌月末日までに支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。